

壱岐市補助金等検討委員会

提 言 書

目次

はじめに	1
第1 壱岐市の財政状況	2
第2 審議経過	4
第3 審査結果	6
第4 補助金等の見直し指針	7
終わりに	8
壱岐市補助金等検討委員会委員名簿	9

資料

1. 壱岐市補助金等検討委員会規程	10
2. 補助金等審査判定シート	12
3. 補助金判定結果	14

はじめに

吉崎市は平成26年で合併10年を迎える。この10年間、厳しい経済情勢の中、吉崎市の将来を見据えた各種施策が展開される一方、行財政改革に取り組み、平成24年度決算における各財政指標を見ると、概ね健全な財政運営が図られている。しかしながら、平成26年度から普通交付税の合併算定替措置が段階的に縮減され、平成30年度をもって終了されることとなり、今後、さらに厳しい財政運営が予想される。

吉崎市がこれらの状況に対応していくためには、行財政運営の効率化、スリム化を行うなど自立した行財政システムを早急に確立することが求められる。

これまで、補助金制度は市民活動の活性化、産業の発展等に寄与する役割を持つ一方で様々な問題点も指摘されてきた。また、市が支出する補助金等は平成25年度の一般会計当初予算において、208件が計上されており、一般会計当初予算の6.1%に相当する。

このような状況の下、補助金等検討委員会は平成25年11月、市長より提言依頼を受け、「補助金等の適正化並びに効果的、効率的な補助に関すること」について、個々の補助金等の検証を行いながら問題点を整理し、もって補助金等のあり方についての活発な審議を行ってきた。

このたび、審議の結果を以下のとおり取りまとめたので、ここに提言する。市にあっては、この提言を尊重され、適正な見直しを積極的に行うよう切望する。

第1 吉岐市の財政状況

吉岐市の財政状況については、平成24年度普通会計決算状況を基にその状況を分析する。

平成24年度普通会計決算額は、歳出が208億24百万円、歳入が214億85百万円で、差引6億61百万円の決算剰余金が生じ、翌年度に繰り越すべき財源90百万円を差し引いた実質収支は5億71百万円となっている。また、後年度の財政負担の軽減を図るため、公債費の繰上償還6億35百万円が実施され、さらに地方債の償還財源として減債基金への積立6億94百万円が実施されている。

この減債基金を含めた積立金残高については、平成19年度で40億47百万円であったのが平成24年度には89億73百万円となっており、将来を見据えた財政運営が図られている。(表1、表2)

各財政指標を見ると、まず財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、この数値が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることになるが、平成24年度においては80.9%と平成19年度の93.9%と比較するとかなり改善されている。また、財政基盤の強さを表す指標である財政力指数については、この数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえるものであるが、平成24年度が0.23と依然低い状況にある。(表3)

また、財政の健全化を示す指標として健全化判断比率の4指標があり、この数値が高いほど、財政状況が悪化していることを示し、一定基準を超えると、自治体の財政破たん等となる早期健全団体、財政再生団体となるが、吉岐市においては、いずれの比率も基準を下回っており、このことから、現在のところ、健全な財政運営が図られている。(表4)

しかし、前述のとおり、平成24年度普通会計歳入決算額の約46.7%を占める普通交付税が、合併に伴う特例措置である合併算定替措置が、合併後11年目の平成26年度から5年間で段階的に縮減され、平成30年度に終了となり、平成31年度からは特例措置のない、本来の吉岐市の算定となり、約20億円を超える額が縮減される見込みとなっている。

現在、国においては、こうした合併市町村の合併算定替段階的縮減・終了に伴う厳しい財政運営に対処するため、新たな財源措置等検討されているが、いずれにしても今後、一段と厳しい財政運営が予想されることから、行財政運営の効率化、スリム化を早急に図る必要がある。(表5)

(表1) 平成24年度普通会計決算状況

(単位:百万円)

年度	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	繰上償還金
平成24年度	21,485	20,824	661	90	571	635
平成23年度	26,406	25,870	536	50	486	640

(表2) 各年度毎積立金の状況

(単位:百万円)

基金名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政調整基金	1,077	1,064	1,068	1,097	852	1,183	1,818	1,999	1,999
減債基金	1,036	1,136	936	774	769	1,105	1,467	2,016	2,467
その他基金	3,018	2,790	2,521	2,176	2,594	2,969	3,663	4,107	4,507
計	5,131	4,990	4,525	4,047	4,215	5,257	6,948	8,122	8,973

(表3) 各年度毎経常収支比率・財政力指数の状況

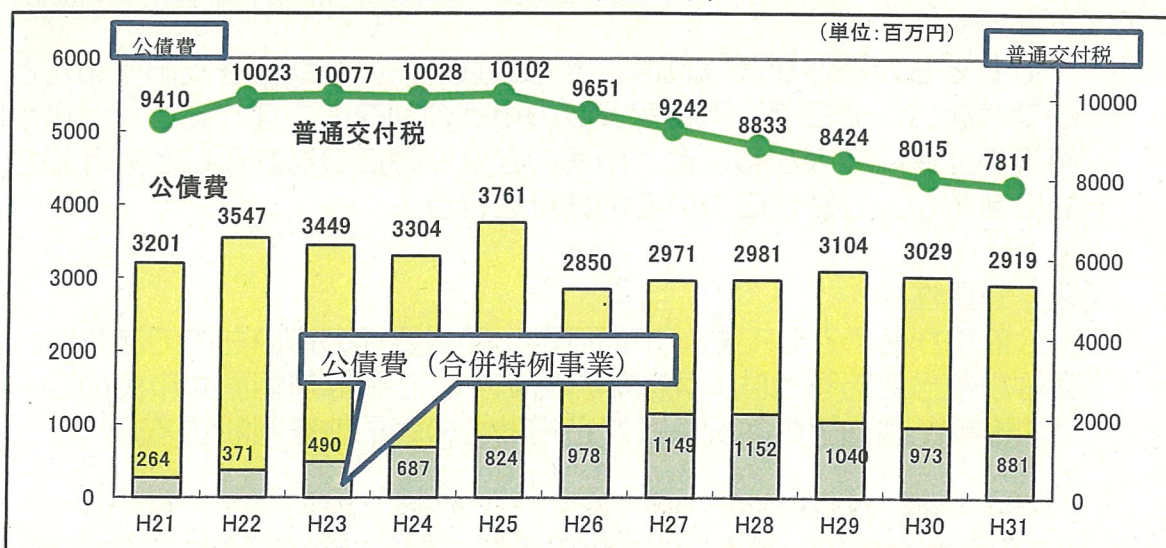
指標名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収支比率	87.0	89.4	90.0	93.9	90.9	85.5	80.1	80.9	80.9
財政力指数	0.218	0.234	0.251	0.256	0.257	0.250	0.239	0.231	0.225

(表4) 平成24年度健全化判断比率

指標	壱岐市	早期健全化基準	財政再生基準
1. 実質赤字比率	—	12.88%	20.00%
2. 連結実質赤字比率	—	17.88%	30.00%
3. 実質公債費比率	7.8%	25.0%	35.0%
4. 将来負担比率	35.5%	350.0%	

※「実質赤字比率・連結実質赤字比率」については、いずれも赤字額・資金不足額が生じていないため「—」で表記している。

(表5) 普通交付税・公債費の推移(見込み)



第2 審議経過

このような市の財政状況を踏まえ、老岐市の補助金等の見直しのため、本委員会では、以下のような内容について協議等行ってきた。

平成 25 年 11 月 27 日	第 1 回老岐市補助金等検討委員会 委嘱状の交付 委員長・副委員長選任 提言依頼 補助金等に関する現状と課題について
平成 25 年 12 月 6 日 ～平成 25 年 12 月 18 日	各班（3班）における補助金の個別審査等
平成 25 年 12 月 25 日	第 2 回老岐市補助金等検討委員会 各班における個別審査結果等協議
平成 26 年 1 月 14 日	第 3 回老岐市補助金等検討委員会 提言書案の調整
平成 26 年 1 月 17 日	市長への提言

1. 見直し基準の設定

はじめに、補助金等を見直すにあたっての目的、対象等を明確にした上で、補助金等の個別の審査・補助金等のあり方の検討を行うため、共通の見直し基準を定めた。（補助金等審査判定シート：資料 2 参照）

2. 補助金の審査判定

委員会では、個々の補助金等を検証し、審査判定を行うにあたり、客観的に、同一の基準で、効率的に判定が行えるように「補助金等審査判定シート」を活用し、判定作業を行った。

（1）公益性

そもそも公益性がなければ、地方公共団体は補助金を支出することができない。そこで、不特定多数の市民の利益につながる事、市の施策の推進につながる事、市民の社会保障につながる事等を総合的に判断し、公益性についての検証を行う。

（2）必要性

公益性があるとしても、市民にとって必要性の薄いものであれば、交付が適当であるとはいえない。そこで、社会経済情勢や市民のニーズ、事業・団体等の状況などから補助金の必要性を判断する。

(3) 性質

補助金等をその性質に応じて、運営費・事業費・扶助費・その他の4つに分類し、とりわけ、他の補助金等とは性質が大きく異なる運営費補助金等は、性質による判定段階を設け、運営費補助金等と他の補助金等とを区別する。

分 類		説 明
大 分 類	小 分 類	
性質による分類	1. 運営費補助金等	団体の運営に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	2. 事業費補助金等	団体等が実施する事業に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	3. 扶助的補助金	生活困窮者、身体障害者等の弱者救済、福祉向上の観点から補助するもの
	4. その他補助金	1 から3 にあてはまらないもの

(4) 妥当性

公益性や必要性があっても、交付の形態や内容が妥当性を欠くものであれば、交付が適当であるとはいえない。そのため、自己負担徴収の有無や繰越金の状況、不適切な経費を含んでいないか、補助対象事業費に対する補助の割合が多額でないか等の視点から妥当性の有無を判断する。

(5) 効果

交付に対する効果が非常に高い場合は、充実・強化して交付すべきものとする。

(6) 終期設定

補助金等のうち、さらに終期を設定することが望ましいものについては、別途終期を設定する。

(7) 救済措置

客観的な審査判定により、真に必要な補助金等であっても、縮減・廃止と判断されるおそれがある。そのため、総合的に判断し、必要があれば救済し、判定を上方修正することができることとする。

第3 審査結果

今回、市単独である補助金165件についての審査を行った。その審査結果の区分については以下のとおりである。

なお、審査結果ごとに、さらに課題ごとに分類し指摘事項を加えている。市にあっては、この結果を尊重されるとともに、普通交付税の合併算定替措置の縮減が始まる、平成26年度の当初予算に反映されたい。

補助金審査結果の区分

- A 拡充
充実・強化して交付すべきと判定されたもの（0件）
- B・B' 継続
今後も継続して交付することが適当と判定されたもの（131件）
- C・C' 縮減
縮減して交付すべきと判定されたもの（33件）
- D・D' 廃止
平成26年度より直ちに廃止すべきと判定されたもの（1件）

第4 補助金等の見直し指針

今回、補助金等を見直すにあたり、補助金等を個別に検証し、客観的な方法により審査判定を行った。その中で指摘した現在の吉岐市の補助金等に関する問題点を上げると、一般に指摘されているもの(繰越金が多い等)、定額補助として算定根拠等が不明瞭なもの、同額を数年継続されているものなど見受けられた。

言うまでもなく、補助金は公金であり、市の責任において補助金を交付することに対しては厳正な精査が求められる。これは地方自治法第232条の2の原則に則り、客観的に公益上必要なものと認められなければならない。この解釈が拡大され、不当に運用されることのないようにしなければならない。

そこで、今後の市の補助金等をさらに適正化し、維持していくためには以下のような方策が必要であると考え。この指針をもとに、市では早急に必要な措置を講じられたい。

(1) 同種補助金等の整理・統合

- ① 同種団体への補助については、運営方法の統一や場合によっては団体の統合など、市として適切な指導を行い整理・統合を図ること。
- ② 各個別事業に対する補助金等のうち、同類の補助金等については、大枠のメニュー化を図り、整理を行うこと。

(2) 補助金等の適正な執行

- ① 定額補助など補助目的、算定根拠が不明瞭なものについては、補助対象経費の基準等(例：食糧費を対象外とするなど)を定め、これに基づいた執行を行うこと。
- ② 各補助金については、各種団体の運営費に対する補助金と各事業費に対する補助金と大別できる。特に運営費に対する補助の中で、繰越金が多額となっている状況が見受けられることから、基準等を設け適切な執行を図ること。
- ③ 団体等からの申請書類等については、不備な点がないよう指導するとともに、内容を十分精査すること。

(3) 見直しサイクルの確立

- ① 補助金等については、3年間を目途として、外部等による補助効果の検証等見直しを行うサイクルを確立すること。
- ② 国や県の財源措置を伴う補助金についても、当該措置が終了した後も交付が継続することのないよう、当該措置終了時をもって見直しを図るようにすること。

終わりに

今回、本委員会は市長からの依頼を受け、補助金等の見直しについての提言を行った。

各補助金については、短期間であったが、予算・決算・事業実績等事業内容を基に、客観的に判断し、継続・縮減・廃止の判定をそれぞれ行った。

平成26年度から、地方交付税の合併算定替の段階的縮減が始まる中で、今後、行財政運営の効率化、スリム化を積極的に図る必要があり、補助金についても同様に検証する必要がある。

これらを実行するためには、市においても相当の労力を要すると思慮するが、吉岐市の将来のためには、避けて通れない極めて大きな課題である。

また、補助を受ける側においても、今回の提言が自主・自立への第一歩として捉えていただき、自助の道を進んでいただくことを強く願う。

補助金等の見直しについては、今回の提言が終わりではなく、むしろ、これからの取組が重要である。

吉岐市の将来のため、市民・行政ともに最大限の努力をお願いしたい。

なお、本提言を基に、市としてどのような対応を行ったか、また、その効果、結果等について報告を求めるとともに、市民への周知を願う。

壺岐市補助金等検討委員会委員名簿

	名 前	役職等	備考
1	横山 靖	壺岐市・石田町公民館連絡協議会長	委員長
2	長岡信一	郷ノ浦町公民館連絡協議会長	
3	斉藤公彦	勝本町公民館連絡協議会長	
4	國村 勉	元芦辺町公民館連絡協議会長	
5	米村藤満	行政経験者（元県職員）	
6	谷島栄一	行政経験者（元市職員）	
7	久田昭生	行政経験者（元市職員）	副委員長
8	山口壽美	行政経験者（元市職員）	
9	松本陽治	行政経験者（元市職員）	

資料編



○壱岐市補助金等検討委員会規程

平成17年4月1日

訓令第4号

(設置)

第1条 壱岐市財政の効率的運営を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正な補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）のあり方についての検討を行うため、壱岐市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長へ提言する。

- (1) 既設の補助金等の整理、合理化に関すること。
- (2) 補助金等の選定基準及び評価体制に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、行財政に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

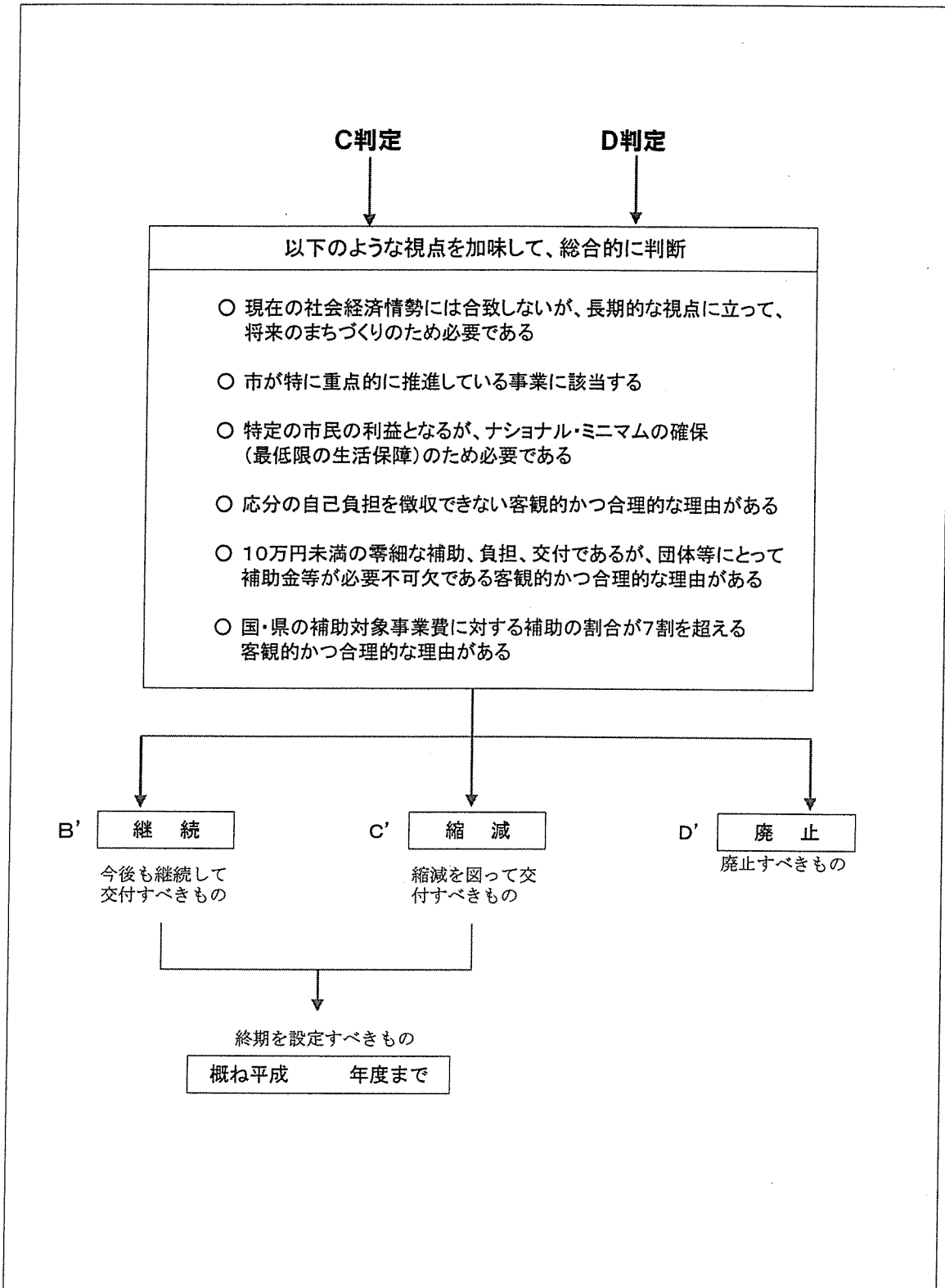
補助金等審査判定シート

No _____

※ 支出が義務づけられている補助金等はこの限りでない。

①公益性	<p>ア 以下のような視点を総合的に判断して、公共性があると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の市民の利益につながるもの ・ 市の施策（総合計画等）の推進につながるもの ・ 市民の社会保障につながるもの <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p>
②必要性	<p>イ 社会経済情勢、市民のニーズ等に合致している</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>ウ 市が直営でやるべきでない（市民との協働、コスト縮減等の点から）</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>エ 他に供給主体がない（民間と競合していない）</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>オ 現時点では自主自立が不可能である</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p>
③性質	<p style="text-align: center;">1 運営費 2 事業費 3 扶助費 4 その他</p>
④妥当性	<p>カ 応分の自己負担を徴収している</p> <p style="text-align: right;">NO → C判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>キ 多額の繰越金が発生していない</p> <p style="text-align: right;">NO → C判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>ク 対象事業費は妥当な額である</p> <p style="text-align: right;">YES → C判定</p> <p style="text-align: center;">NO ↓</p> <p>ケ 10万円を下回るような零細な補助、負担、交付ではない</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>コ 経費（運営費、事業費）に不適切な経費を含まない</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>サ 国・県等の補助対象事業費に対する補助の割合が7割を超えない</p> <p style="text-align: right;">NO → D判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p> <p>シ 国・県等補助金の義務負担分以外の繰越金が行われていない</p> <p style="text-align: right;">NO → C判定</p> <p style="text-align: center;">YES ↓</p>
	<p>ス 効果が非常に高く、更に充実・強化を図るべきである</p> <p style="text-align: center;">YES ↓ NO ↓</p> <p style="text-align: center;">A判定 B判定</p>
判定結果	<p>A 拡 充 B 継 続 C 縮 減 D 廃 止</p> <p>充実・強化して交付すべきもの 今後も継続して交付すべきもの 縮減を図って交付すべきもの 廃止すべきもの</p>
(補足)	<p style="text-align: center;">終期を設定すべきもの 救済すべきもの</p> <p style="text-align: center;">概ね平成 年度まで 救済シートへ → (裏面)</p>

C、D判定補助金救済シート



補助金審査結果

今回、165件の補助金について補助金等判定シート（資料2）によって個別に検証を行った。

判定シートは補助金等の見直し方針、見直し基準等により作成された項目をYES、NOの判断でA～Dの判定をできるようにしたものである。

客観的な審査判定を基本としているため、真に必要な補助金であっても縮減廃止と判断されるおそれがあるため、縮減・廃止と判定されたものについては、次面の救済シートにより二次判定を行い、必要があれば救済し、判定を上方修正できることとした。

判定結果については以下のとおりである。

A 拡充

充実・強化して交付すべきと判断されたもの。（0件）

B・B' 継続

今後も継続して交付することが適当と判断されたもの。（131件）

C・C' 縮減

縮減して交付すべきと判断されたもの。（33件）

D・D' 廃止

平成26年度より直ちに廃止すべきと判断されたもの。（1件）

補助金の問題点等については、すでに提言の中で指摘したところであるが、個別に指摘事項があるものについては意見を付記することとした。

◎判定A 拡充

該当なし

◎判定B・B' 継続

今後も継続して補助することが適当と判断されたものであるが、中には地域間の不均衡や同種団体の補助金のあり方に問題を残すものも見受けられた。

今回、継続と判定された131件のうち、継続の必要性は認められるが問題点もあり、指摘事項があるものについては、意見を付記しているので、対処されたい。

【総務部関係】

○吉岐人権擁護委員協議会 ○更生保護協会吉岐支部 ○職員福利厚生費
○福岡行政相談委員協議会吉岐支部 ○生活バス路線等運行対策費
○地方バス路線維持費 ○災害ボランティア派遣事業 ○地域の元気づくり
防災力向上支援事業

（意見付記分）

○吉岐地区交通安全協会

・会費収入の増収に努めること。

【企画振興部関係】

○ふれあい交流事業 ○Uターン促進短期滞在費 ○吉崎物産品販売促進振興事業 ○県中小企業団体中央会 ○商工業振興資金利子補給 ○商工会運営費 ○商工祭 ○諏訪市物産展 ○地場産品育成事業 ○朝来市交流促進事業 ○コミュニティ施設管理費 ○中小企業振興資金保証料補助金 ○花火大会 ○清石浜夏夢祭 ○伝統行事保存会 ○島外スポーツ団体誘致事業 湯本温泉祭 ○コンベンション開催 ○吉崎学検定事業 ○吉崎行き教育旅行推進事業 ○イベント振興事業

(意見付記分)

○島外通勤・通学者交通費助成事業

・ 国県へ同内容の助成制度創設を要望のこと。

○まちづくり市民力事業

・ 補助開始時に補助年数を設定し、補助終了後も一定の期間継続できる事業に限定すること。

【市民部関係】

○たんぽぽの会 ○はり・きゅう・あんま施術(身障者) ○ひとあゆみの会 ○心身障害者福祉タクシー助成 ○身障者入湯券 ○身体障害者福祉大会等参加費 ○成年後見制度利用助成金 ○障害者(児)交通費助成事業 ○民生委員活動費 ○社協ボランティアセンター活動費 ○社協事務局設置費 ○社協心配ごと相談事業費 ○民児協・慰霊祭事務局運営費 ○シルバー人材センター ○はり・きゅう・あんま施術(老人) ○県障害者スポーツ大会 ○手をつなぐ親の会 ○単位老人クラブ ○成年後見制度利用助成金

(意見付記分)

○吉崎市戦没者慰霊奉賛会

・ 会費にばらつきがある。柱数に応じた単価で算出すべき。

○傷痍軍人会

・ 会員の減少が著しく会自体の運営等再考すべき。

○老人入湯券

・ さらなる周知を図ること。

【保健環境部関係】

○三島福祉サービス確保事業 ○吉崎島リハビリテーション研究会 ○救急医療運営費 ○市食品衛生協会 ○食生活改善推進員活動費 ○予防接種等助成金 ○リサイクルステーション設置 ○生ごみ処理機購入費

【農林水産部関係】

○新規就農者独立支援事業 ○耕作放棄地解消等小規模基盤整備事業費 ○園芸ブランド確立対策事業 ○地産地消推進対策事業 ○葉たばこ産地維持対策事業 葉たばこ災害特別対策資金利子補給費 ○有害鳥獣駆除事業(猟銃技能講習) ○家畜尿適正処理促進対策事業 ○地域肉用牛生活性化プロジ

ェクト推進事業 ○地域肉用牛緊急増頭対策事業 ○和牛振興大会○土地改良区経常経費 ○土地改良区経常経費 ○圃場整備組合運営費 ○緑の少年団運営費 ○林業振興支援事業 ○被災住居等林地災害土砂除去作業費 ○漁業系廃棄物処理対策事業 ○漁業者育成事業 ○漁場監視活動事業 ○水産資源調査事業 ○漁船漁業近代化対策事業 ○漁業後継者対策事業 ○認定漁業者支援事業

(意見付記分)

○認定農業者協議会活動支援事業費

・自己負担額を揃えること

○畜産環境適正化対策事業

・早期に単価統一を図ること。

【農業委員会関係】

○農地流動化奨励

【建設部関係】

○市道維持管理業務 ○住宅リフォーム支援事業 ○老朽危険家屋除却支援事業 ○汚水ポンプ設置 ○排水設備設置助成金

(意見付記分)

○住宅用太陽光発電設備設置事業

・平成26年3月31日をもって国の補助金申請が締切となり、同様に終期を設定すること。

○一般廃棄物処理施設周辺適正化事業

・平成27年度までの終期設定。

○水洗便所等改造資金利子補給金 ※同種補助金をまとめている。

・加入促進に力を入れるべき。

○加圧ポンプ設置

・有水率を上げる努力をすべき。

【消防本部関係】

○防火委員会 ○消防団員福祉共済制度 ○婦人消防隊活動費 ○婦人消防隊福祉共済制度

【教育委員会関係】

○学校用務給食会 [用務員] (小学校分) ○野外学習奨励事業 ○市学校図書館協議会 (小学校分) ○研究指定校 ○学校用務給食会 [用務員] (中学校分) ○市学校図書館協議会 (中学校分) ○市中学校体育連盟 ○学校用務給食会 [用務員] (幼稚園分) ○壱岐島「島の科学」研究会 ○市PTA連合会 ○市青年団連絡協議会 ○市地域婦人会連絡協議会 ○市美術協会 ○世代間交流活動支援事業 ○文化伝承グループ活動費 ○壱岐こども劇場 ○各種青少年大会 ○花いっぱい運動 ○市体育協会 ○地域夜間照明施設

管理 ○各種スポーツ全国大会等出場費 ○吉岐神楽保存会
(意見付記分)

○学校用務給食会〔給食調理員〕

- ・新給食センターによる効率化を早急に図ること。

○吉岐文化協会

- ・市文化団体協議会との統合に向けて協議を進めること。

○タフ事業推進

- ・平成26年度までの終期設定。

○住民センター電話基本料金等

- ・一部指定避難所となっている施設もあり、その施設の状況に応じ見直しを図ること。

○指定文化財保護管理

- ・管理者のチェックを行うこと。

◎判定C・C' 縮減

個別の審査において縮減して交付すべきと判定された補助金は以下のとおりである。平成26年度の当初予算に反映させるとともに、さらに見直しを図られたい。

【総務部関係】

○吉岐地区沿岸警備協力会

- ・繰越金が多く相応の縮減を図るべき。

○幼児交通安全クラブ活動費

- ・繰越金が多く相応の縮減を図るべき。活動の状況を見直すこと。

【企画振興部関係】

○ふるさと商人体験事業

- ・経費のうち、報告作成費を工夫し、縮減を図るべき。

○祇園山笠行事

- ・繰越金が多く、相応の縮減を図るべき。

○春の市事業

- ・広告宣伝費と警備費を補助対象とし、縮減を図るべき。

○商工業振興イベント

- ・補助対象経費を設定し、内容を精査すべき。

○海開き行事

- ・補助対象経費については、PR経費等と公益に資する経費となるよう事業内容を精査すること。

○勝本港祭

- ・応分の自己負担を徴収すべき。

- 小水ビーチフェスタ
 - ・ 応分の自己負担を徴収すべき。
- 無人島観光フェスティバル
 - ・ 応分の自己負担を徴収すべき。
- （仮称）吉崎市観光連盟
 - ・ 繰越金が多く、相応の縮減を図るべき。

【市民部関係】

- 遺族参拝費等
 - ・ 過去2年の実績に応じ、縮減して継続。
- 吉崎市身体障害者福祉協会
 - ・ 繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 吉崎市連合遺族会
 - ・ 繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 地区遺族会
 - ・ 繰越金が多く相応の縮減を図るべき。会費にばらつきがある。柱数に応じた単価で算出すべき。
- ふるさと花いっぱい事業
 - ・ 町単独ではなく、4町統一の事業にすべき。取り組み後の実績報告を求めるべき。
- 県老人スポーツ大会参加
 - ・ 雑費（お土産代・精算による平等割支払金）が多く内容を精査のうえ縮減を図るべき。
- 高齢者生きがい健康フェスティバル
 - ・ 町単独ではなく、4町統一の事業にすべき。取り組み後の実績報告を求めるべき。
- 老人クラブ各種競技大会
 - ・ 老人クラブ各種競技大会と老人クラブスポーツ大会は統一し、縮減を図るべき。
- 老人スポーツ大会
 - ・ 老人クラブ各種競技大会と老人クラブスポーツ大会は統一し、縮減を図るべき。
- 老人作品展
 - ・ 町単独ではなく、4町統一の事業にすべき。取り組み後の実績報告を求めるべき。
- 吉崎市老人クラブ連合会
 - ・ 繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 町老人クラブ連合会
 - ・ 繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 母子寡婦福祉連合会
 - ・ 会費の増額、旅費の減額を検討すべき。

- 吉岐間税会
 - ・繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 吉岐税務署管内税務連絡協議会
 - ・繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 吉岐納税貯蓄組合連合会
 - ・繰越金が多く相応の縮減を図るべき。

【消防本部関係】

- 自主防災組織運営費
 - ・繰越金が多い地区もあり、相応の縮減を図るべき。一部活動内容について報告を求め、他地域との均衡を検討すること。

【教育委員会関係】

- 市文化団体協議会
 - ・市文化協会との統合に向けて協議を進めること。各団体の施設の利用料の支払いが統一されていない。自主運営の促進のためにも会費の増額を検討すべき。
- 文化交流・招聘事業
 - ・吉岐市文化団体協議会における会計の在り方を検討すること。
- 市青少年健全育成連絡協議会
 - ・繰越金が多く相応の縮減を図るべき。
- 公民館運営協議会
 - ・繰越金が多い地区もあり、相応の縮減を図るべき。自治公民館の今後のあり方、補助金の支出についても検討を要する。(自治基本条例の制定等)
- 地区スポーツ行事奨励
 - ・繰越金が多い地区もあり、相応の縮減を図るべき。石田町だけが公民館負担金がないなど、他地区との均衡を図ること。

◎判定 D' 廃止

個別の審査において廃止すべきと判定された補助金は以下のとおりである。

【保健環境部関係】

- 被爆者友の会
 - ・活動休止中のため廃止とする。

